

指導資料

鹿兒島県総合教育センター

生徒指導 第52号

- 小,中,高,盲・聾・養護学校対象 -

平成17年10月発行

携帯電話等に関する指導の進め方

- 新たな問題行動の未然防止に向けた対応 -

携帯電話等に関する問題は、出会い系サイトに係る問題をはじめとして、予測もしない新たな形で、次々と児童生徒の周りに発生してきている。中には、悪質な手口による犯罪等が関係する場合もあり、緊要な対応が求められている。

そこで、本稿では携帯電話等から派生する新たな問題行動の未然防止に向けた対応の進め方について述べる。

1 携帯電話等から派生する新たな問題

携帯電話等から派生する新たな問題として、次の6点が挙げられる。

- メールによる他人への誹謗中傷等
- 高額及び架空の利用料金請求などの被害
- 安易な家出の誘発
- ストーカーや監禁等の犯罪被害
- 性感染症による被害
- 薬物乱用による被害

ここではこの中で、特に最近児童生徒が巻き込まれがちな3点について述べる。

(1) メールによる他人への誹謗中傷等

児童生徒の携帯電話所持率の増加傾向とともに、携帯電話を使った次のような他人への誹謗中傷等が行われ、問題を引

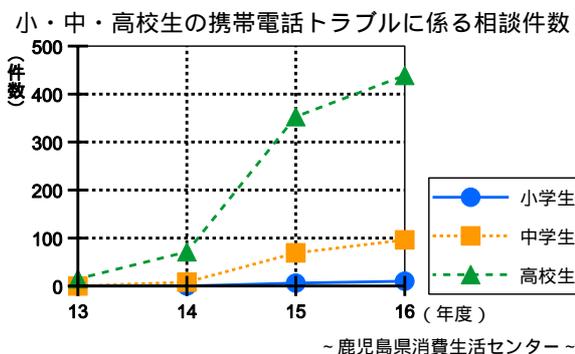
き起こしているおそれがある。

メールに悪口等を書いて直接送り付ける。
 事実に反する情報や、本人のプライバシーに関する情報を、故意に第三者へメールで送り付ける。
 「不幸の手紙」に類似したチェーンメールを送信する。
 仲間同士のメールのやり取りの中で、特定の児童生徒の悪口を書き合い、いじめの対象としていく。

(2) 高額及び架空の利用料金請求などの被害

現在、高額の利用料金請求及び架空の利用料金請求が、大きな問題となってきており、利用者側の危機意識が問われている。

次のグラフは、本県の消費生活センターに寄せられた携帯電話トラブルに係る相談件数である。これによると、特に高校生の相談が急増していることが分かる。



また、登録等とは本来無関係なボタンをクリックただけで、いきなり料金を請求されるケースも出てきている。次に示すの

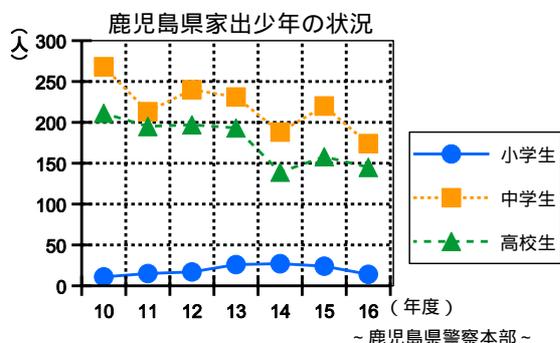
は、その代表的なパターンである。

きっかけ	広告メールに書いてあるURL ネットサーフィン ショートメッセージサービスを利用した広告メールのURL
トラブルに遭ったサイト	アダルトサイト 無料をうたった待ち受け画面サイト 無料をうたった着メロダウンロードサイト 雑誌で紹介されたサイト
「登録」と表示される画面の内容	個人識別番号 キャリア名(携帯電話会社名) 機種名 所在地情報 メールアドレス

(3) 安易な家出の誘発

鹿児島県警察本部の統計資料によると、平成16年度中に家出人搜索願が出された家出少年(女子を含む)は426人で、前年度に比べると91人減少している。

しかしながら、実際には、家出にかかわる様々な問題が生じており、深刻な状況にあることは否めない。



平成16年中における警察庁統計によると、家出人搜索願受理から発見までの期間が、2日~7日と比較的短い場合でも、家出人が犯罪の被害者になった割合は、発見された家出人総数の30.8%になっている。また、加害者の疑いがあるとされたものが同じく24.5%となっている。

このことから、家出と関連して発生しやすい監禁や薬物乱用、性感染症の罹患な

ど、様々な問題を引き起こしやすいことを含めて、十分に指導し、注意を喚起する必要がある。

また、家出人搜索願は出ていないものの、最近是比较的短期間、家に帰らず泊まり歩く形態の家出が急増していると言われている。児童生徒が、携帯電話等で保護者に外泊を告げることで、保護者の「家出」に対する認識が薄くなりやすく、こうした認識のずれが、安易な家出を誘発する可能性もあるので注意が必要である。

2 具体的事例とそれへの対応

(1) メールによる他人への誹謗中傷等

【事例1】

ある電子掲示板に、自分を名指しで誹謗中傷する内容の書き込みがあった。また、住所、電話番号等の個人情報が掲載され、いたずら電話がかかってくるようになった。

上記の事例のように、自分でも知らないうちに個人情報が漏れ、被害者となるケースが出てきていることを、児童生徒にしっかり認識させておく必要がある。

また、最近はカメラ付携帯電話の普及により、画像を取り込み、メールに添付して送ることも可能になった。こうした機能は、使い方によっては重大な人権侵害を犯すおそれがある。そこで、次のような事項を指導することが必要である。

メールを通じたコミュニケーションも、実際に人と接するときと同じ気持ちが必要であり、マナーを守ることが社会生活の当然のルールであること。

メールは、絵や文字による表現のみで相手に伝わるため、思わぬ誤解から相手を傷つけてしまう場合があること。

メールは、いったん送ると相手が削除し

ない限りいつまでも残り、送信者のプライバシーが侵害される場合があること。

メールを使った他人への誹謗中傷は、相手の人権を著しく侵害するものであり、場合によっては法律によって罰せられることもあること。

(2) 高額及び架空の利用料金請求などの被害

【事例 2】

高校生がアダルトサイトを利用し、高額の利用料金を支払った。その後メールアドレスを変更したが、別業者から携帯に電話があり、未納利用料の請求があった。金額は利用料金のほか、延滞金や調査料、事務手数料など合わせて十数万円に上った。

【事例 3】

中学生が携帯電話の着メロダウンロードサイトへアクセスし、個体識別番号をクリックしたところ、いきなり「登録ありがとうございます。」と表示され、2万円の料金を請求された。

上記のような高額の利用料金等を請求されないように、次のような指導を行う必要がある。

各種サイトを利用するということは、同時に業者と契約することであるという認識をもたせる。

各種サイトを利用するということは、個人情報から自ら漏らしているという側面があることを認識させる。

漏れた個人情報は、サイト業者間で売買され、架空請求に利用されるおそれがあることを認識させる。

迷惑メール（広告メール）が入って来ないよう設定をするなど、自己防衛対策をきちんとさせる。

利用した覚えがなければ支払わず、徹底して無視し、毅然とした態度を取らせる。

発送元が裁判所である書類が届いた場合についてのみ、身に覚えがなくても放置せず、必ず裁判所に確認させる。

業者から請求書等が送られてきた場合は、証拠として保管させる。

トラブルが生じたら、一人で抱え込まず、保護者や学校はもとより以下の関係機関に相談すること。

- ・鹿児島県消費生活センター（099-224-0999）
- ・県警少年サポートセンター（099-252-7867）

(3) 安易な家出の誘発

【事例 4】

「今家出中で、メル友募集してます。」

「もう泊まるところ見付かったかな？」

「まだただ今どこ？ こっちはだよ。」

「分かった！ 心配ないよ。住むとこと仕事サボするよ。」

出会い系サイトの掲示板等には、上記のような書き込みが見られ、家出少年が狙われるケースがある。

そこで、次のような内容を、発達段階に応じて指導することが必要である。

犯罪者が、家出中の青少年に出会い系サイト等を通して近づき、犯罪に巻き込もうと狙っていることを、新聞記事等の具体的事例を示して指導する。

安易な家出の危険性について指導する中で、薬物乱用の恐ろしさや不特定の異性ととの性行為による性感染症の恐ろしさなどについて、具体的事例を示しながら指導する。

児童生徒だけでなく、保護者に対しても、安易な家出の危険性について啓発を図る。

3 未然防止に向けた指導の実際

携帯電話等から派生する問題の現状を踏まえた学習を通して、児童生徒が自ら考え、その未然防止のための適切な判断ができるようにするためには、次のような指導が考えられる。

(1) 情報モラルに関する学習の指導例

ロールプレイングを通して疑似体験させ、身近な問題として考えさせる。

【小学校高学年における指導例】

	主な学習活動
導入	メールの普及率を、グラフ等を提示して認識させる。 メールの普及によるプラス面、マイナス面について話し合う。
	場面を設定し、時間を決めて、ロールプレイングをする。

展 開	<p>【場面設定例】</p> <p>仲間内での軽い冗談のつもりで、AがBの悪口をCにメールで送ったところ、Cがその文面をBに見せてしまう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パソコン等を使って、メールで会話してみる。(カード等で代用してもよい) ・ 互いにどんな気持ちがあったかを振り返らせる。(シェアリング) ・ 振り返ったことを、発表させる。メールのよりよい活用法や、正しい使い方について考えさせ、まとめさせる。
	<p>携帯電話についても関連して触れ、補足説明を加える。</p> <p>自らの問題としてきちんと考えたことを評価し、実践意欲へとつなげる。</p>
終 末	

- (2) 携帯電話トラブルに関する学習の指導例
- 新聞記事やインターネットの関連ページなどの活用により、各種サイトの安易な利用がもたらす危険性について考えさせる。

【中・高等学校における指導例】

	主 な 学 習 活 動
導 入	携帯電話トラブルの実態を統計グラフ等の資料により示す。
展 開	<p>各自準備してきた事例を使って、携帯電話トラブルの実態について発表させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前に事例を準備させておく。 ・ 事例のトラブルへの対応の仕方についても調べたことがあれば発表させる。 <p>なぜ携帯電話をめぐるトラブルが増えているのかを考えさせ、発表させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中・高校生の携帯電話の所持率のグラフやその他の資料で補説を加える。 <p>どうすればこのようなトラブルを未然に防ぐことができるかを話し合わせ、発表させる。</p> <p>自分たちにとって身近な問題であることを意識させながら、携帯電話やインターネットの利用の仕方についてまとめる。</p>
終 末	各種サイトへの安易なアクセスは、犯罪に巻き込まれる可能性があることをおさえながらまとめる。

また、関係機関からの講師招聘による具体的な講話も効果的であると思われる。

4 保護者への啓発

児童生徒を、携帯電話にかかわる有害情報から守るために、携帯電話から不適切な情報をフィルタリング(選択遮断)し、アクセスを制御するシステムがある。こうしたシステムについては、PTA等の会合を通して、保護者に紹介し啓発を図っていく必要がある。

携帯電話本体に着信拒否等の設定をする。
電話会社から出ているアクセス制限サービスを受ける。

こうしたフィルタリングシステムの活用とともに、児童生徒の携帯電話の利用状況や利用料金などの変化を、電話会社の請求書等からきちんとチェックしたり、親子の会話を通して利用状況を把握したりするなどの保護者の対応が大切である。

今後更に情報化が進む中で、児童生徒が携帯電話等の利用に起因した様々な犯罪の被害者や加害者になるおそれがある。

学校においては、あらゆる機会を通して人間としての基本的な倫理観や規範意識をしっかりと身に付けさせるなど、計画的、継続的な指導を行うことが求められる。なお、指導に当たっては、当センター指導資料の情報第100号、101号(小・中学校段階における情報モラルの指導の在り方)も参考にされたい。

【引用・参考文献】

- ・ 鹿児島県教育委員会「学校における携帯電話等に関する指導の充実に向けて」(平成14年12月)
- ・ 鹿児島県教育委員会「インターネット利用等に関する児童生徒の情報モラル等の指導について」(平成16年6月)
- ・ 鹿児島県教育委員会「学校における情報モラルの指導の充実に向けて」(平成17年2月)
- ・ 鹿児島県警HP「くらしの安全情報」
- ・ 警察庁「平成16年中における家出の概要資料」
- ・ 鹿児島県警察少年サポートセンター提供資料
- ・ 鹿児島県消費生活センター提供資料
- ・ 国民生活センターHP資料

(教育相談課)